

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例等の一部改正概要

令和2度税制改正に基づく地方税法等の改正に伴い、次のとおり大津市市税条例等を改正する。

1 個人市民税関係

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

（第29条第1項、第39条の2、第40条の4の2及び第40条の4の3

令和3年1月1日施行）

全てのひとり親家庭に公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」や「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除30万円」を適用する。

また、「ひとり親」以外の寡婦については、引き続き現行の控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）を設ける。

この改正に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人市民税の人的非課税措置（前年の合計所得金額135万円以下が対象）を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする。

上記の改正は、令和3年度分以後の個人市民税から適用。

◎法改正施行後の影響見込み・・・約1,500千円減。

(2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設

(附則第17条第1項

土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年1月1日施行)

譲渡価格が500万円以下であって、都市計画区域内にある、所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得金額から最大100万円を控除することができる特別控除を創設する。

上記の改正は、令和3年度分以後の個人市民税から適用。

◎法改正施行後の影響見込み・・・新たな制度創設のため不明。

2 法人市民税関係

法人税（国税）における連結納税制度の見直しに伴う規定の整備等

(第36条第2～3項、第39条の4第1項、第3項、第39条の5第1項、第3～4項、
第53条第1～7項、第9項、第11～17項 令和4年4月1日施行)

法人税法において、令和4年4月1日以降に開始する事業年度から、企業グループ全体を一つの納税単位とする連結納税制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として各法人（通算法人）が個別に法人税額の計算及び申告を行うこととなることに伴い規定を整理・削除する。

◎法改正施行後の影響見込み・・・法人市民税における申告方法等に変更はないため、影響なし。

3 市たばこ税関係

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

(第104条第2項・4項 第1条改正 令和2年10月1日施行
第2条改正 令和3年10月1日施行)

重量に比例して課税している葉巻たばこのうち、軽量な葉巻たばこについて、1本当たりの重量が1グラム未満のものは、紙巻たばこと同様の税負担となるよう本数で課税する(重量比例課税方式から本数課税方式への見直し)。税負担増加の緩和措置として、令和2年10月と令和3年10月の2段階に分けて最低税率を引き上げる。

◎法改正施行後の影響見込み・・・微増。

4 固定資産税関係

(1) 固定資産の使用者を所有者とみなす規定の整備と追加

(市税条例第57条第4～5項 令和2年4月1日施行)

固定資産の所有者が災害等により不明である場合に使用者に課税できる規定を整備し、災害等以外の場合でも使用者課税が適用できる規定を追加する。

上記の改正は、令和3年度分以後の固定資産税から適用する。

◎法改正施行後の影響見込み・・・規定の整備であるため特に影響なし。

(2) 現所有者の申告制度及び不申告に関する過料の新設

(市税条例第78条の3及び第79条 令和2年4月1日施行)

登記名義人が死亡している場合において、固定資産を現に所有している者に申告の義務を課す規定を新設する。また、これに係る不申告者に対し過料を科す規定も新設する。

◎法改正施行後の影響見込み・・・本市はすでに職権による現所有者への課税を行っているため、大きな影響はなし。

5 収納関係

租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備

(市税条例附則第5条の2第1～2項及び同附則第5条の3第1項 令和3年1月1日施行)

*(注)

(ア)「特例基準割合」(平均貸付割合+1%)の名称を「延滞金特例基準割合」に変更

*(注)「平均貸付割合」は、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合

(イ) 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合を変更

当該延滞金については「特例基準割合」の名称を使用せず、「平均貸付割合に0.5%を加算した割合」に変更する。

(改正前) 平均貸付割合+ 1 % [特例基準割合]

(改正後) 平均貸付割合+0.5%

◎法改正施行後の影響見込み・・・軽微。